評価手順書

１．落札方式及び総合評価点の計算

（１）落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、（２）総合評価点の計算によって得られた数値の最も高い者を落札候補者とする。

ア　入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ　評価項目一覧の提案要求事項に記載される要件について、全ての項目の提案を提出しており、かつ０点の項目がないこと。

（２）総合評価点の計算

総合評価点　＝　技術点　＋　価格点

技術点・・・・50点満点（技術点の合計）

価格点・・・・50点満点（50点　×　（入札価格のうち最低価格／自社の入札価格）

　 　　　（小数第３位切捨て）

２．提案書等評価の手続

外部の評価委員が、提案書の技術点の採点を行う。この際、評価項目一覧の提案要求事項のうち評価区分が一項目でも０点となった場合、その入札者を不合格とする。技術点は、各評価委員の採点結果の平均（小数第３位切捨て）を技術点とし、価格点と合計したものを総合評価点とする。

また、評価委員会を開催し、提案書の各評価委員の採点内容の確認、総合評価点による落札候補者の確認を行う。

３．技術点の評価方法

（１）技術点の得点配分

技術点の配点は、「様式１５　評価項目一覧」の配点欄に記載のとおり。

（２）技術点評価

　技術点は、協会で委嘱する外部の評価委員によって採点される。評価の際には、提案要求事項の各要件に配分された点数が与えられ、提案内容の評価が著しく低い場合は０点となる。

以上